

退職金の税金 計算マニュアル



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

退職金には所得税、復興特別所得税、住民税が課税されます。通常、他の所得と合算せず税額を計算する分離課税の対象となります。

所得税	国税。退職所得に対して課税。	住民税	地方税。退職所得に対し一律10%（都道府県民税4%、市区町村民税6%）。
復興特別所得税	国税。所得税額に対し2.1%が課税。東日本大震災の復興財源として令和19年(2037年)まで。		

1 退職一時金の税金計算

■ 課税退職所得金額の算出

$$(\text{退職金収入額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{課税退職所得金額 (千円未満切捨)}$$

退職所得控除額	勤続年数をAとし、1年未満の端数は1年に切り上げ。障害者になった事が直接の原因で退職した場合、下記に100万円を加算。		
勤続20年以下	40万円	×	A ※80万円に満たない場合は80万円
勤続20年超	800万円	+	70万円 × (A-20年)
1/2課税の例外	役員等で勤続年数5年以下の「特定役員退職手当等」は、上記計算式の×1/2を適用しません。また、令和4年1月1日以降支払の退職金では、役員等以外で勤続5年以下の方の退職金のうち300万円を超える部分についても、1/2課税が適用されません。		



■ 税額の計算

所得税	課税退職所得金額に所得税率（超過累進税率5%～45%）を乗じ、控除額を差し引いて算出。
例	課税退職所得195万円以下は税率5%・控除額0円。195万円超330万円以下は税率10%・控除額97,500円。

復興特別所得税

所得税額

×

2.1% (1円未満切捨)

住民税

課税退職所得金額

×

10%

② 年金形式の税金計算

退職金を年金形式で受け取る場合、公的年金等に係る「雑所得」として課税されます。

雑所得の算出

年金収入額

—

公的年金等控除額

＝

雑所得の金額

公的年金等控除額

受給者の年齢（65歳未満/65歳以上）、公的年金等以外の所得金額により変動。

例

公的年金等以外の所得1千万円以下の場合：65歳未満：年金収入130万円未満なら控除額60万円。130万円以上410万円未満なら収入×0.75-27.5万円が雑所得。
65歳以上：年金収入330万円未満なら控除額110万円。330万円以上410万円未満なら収入×0.75-27.5万円が雑所得。
（上記は簡略例。収入に応じて計算式が細分化されます。）

税額計算

算出された雑所得の金額に対し、一時金の場合と同様の所得税率等を適用して各税額を計算します。
年金形式では、毎年の所得状況により税額が変動し、確定申告が必要となる場合が多い点に留意が必要です。



注意点

- ・「退職所得の受給に関する申告書」の提出：

退職金支払者(会社等)へ提出すれば、支払者が税額を計算し源泉徴収するため、原則確定申告は不要です。未提出の場合、退職金の支払金額に対し一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、多くの場合、確定申告による精算(還付)が必要となります。

- ・退職金と年収：退職金は一時的な所得であり、通常の「年収」には含まれません。税計算上も給与所得とは別枠の退職所得として扱われます。

- ・住民税の納税時期：退職一時金にかかる住民税は、原則として退職金が支払われた際に特別徴収（天引き）されます。